



被災者生活再建支援制度(支援金の支給)

☎ 社会福祉課 ☎ 23-6012

被災者生活再建支援制度は、生活の拠点となる住家（借家、アパートなどの賃貸住宅を含む）に甚大な被害が発生したとき、その住家の世帯主に対し住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の2つの合計額が受けられる制度です。

◆制度の対象となる世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊し、その住宅をやむを得ず解体した世帯、または住宅の敷地に甚大な被害が生じたために、その敷地内の住宅を解体した世帯
- ③災害による危険が続いて、住宅に居住できない状態が長期間継続している世帯（宮城県は該当なし）
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

◆支援金の支給額（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額になります。）

①住宅の被害に応じて支給する基礎支援金

住宅の被害の程度	支給額
全壊	100万円
半壊または敷地損壊で解体	100万円
長期避難	100万円
大規模半壊	50万円

※大規模半壊で家を解体する場合は、全壊世帯等と同等の支援となります。

②住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金

住宅の再建方法	支給額
建築・購入	200万円
補修	100万円
賃貸（公営住宅以外）	50万円

◆申請に必要な書類

- ①基礎支援金：り災証明書、住民票、預金通帳の写し、その他
 - ②加算支援金：再建方法に応じた契約書
- ### ◆申請期間
- ①基礎支援金：平成24年4月10日まで
 - ②加算支援金：平成26年4月10日まで

◆申込

社会福祉課および各総合支所保健福祉課に申し込み

被災住宅復旧のための災害復興住宅融資

☎ 独立行政法人住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎ 0120-086-353

独立行政法人住宅金融支援機構では、被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金を融資します。

◆制度の概要

原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

①建設資金

区分		融資限度額	
基本融資	構造等	耐火・準耐火・木造（耐久性）	1,460万円
		木造住宅（一般）	1,400万円
特例加算（一般分）		450万円	
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

②新築購入資金

区分		融資限度額	
基本融資	構造等	耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,430万円
		木造住宅（一般）	2,370万円
特例加算（一般分）		450万円	
土地取得費		970万円	

③中古住宅の購入

		融資限度額		
		リユース	リユースプラス	
基本融資	構造等	耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,130万円	2,430万円
		木造住宅（一般）	1,920万円	—
特例加算（一般分）		450万円		
土地取得費		970万円		

④補修資金

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火・準耐火	640万円	380万円	380万円
木造	590万円		

※返済期間、金利など詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構にお問い合わせください。

◆対象

自分が居住するために住宅を建設する人で、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を受けた人が対象です（住宅が「大規模半壊」または「半壊」の場合でも一定の条件を満たせば、対象となります）。

◆申込受付期間

「り災証明書」に記載される「り災日」から2年経過日を受付の終期とします。

◆申込

借入申込関係書類を機構へ郵送することにより申込みができます（随時受け付けています）。詳細は、住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）で確認してください。

災害援護資金の貸付

☎ 社会福祉課 ☎ 23-6012

震災により負傷または住居、家財の損害を受けた人に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けします。

◆貸付限度額等

貸付限度額	①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1カ月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊（エの場合は除く）	250万円
	エ 住居の全体の滅失または流出	350万円
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	
据置利率	3年（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）	

◆対象

次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

- ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上
- ②家財の1/3以上の損害
- ③住居の半壊または全壊・流出

◆所得制限

世帯人数	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円。

◆申込

社会福祉課および各総合支所保健福祉課に申し込み

生活福祉資金制度による貸付

☎ 大崎市社会福祉協議会 ☎ 23-7400

震災で被害を受け、当面の生活費を必要とする世帯に資金の貸し付けを行います。

◇緊急小口資金

◆貸付限度額

10万円以内。ただし、特に必要と認められる場合は20万円以内。（特に必要と認められる場合とは、①世帯員の中に死亡者がいる②震災の前から世帯員に要介護者がいる③世帯員が4人以上④重傷者・妊産婦・小学生がいる世帯など）

◆返済期間

据え置き期間（1年）を含め貸付から3年以内に①毎月均等償還②一括償還のいずれかの方法で返済

◆申込

本人を確認する証明書（運転免許証、健康保険証・年金証書など）、預金通帳、実印（ない場合は認印）を持って大崎市社会福祉協議会の各支所に申し込み。

住宅の応急修理

☎ 建築住宅課 ☎ 23-8057

今回の震災で被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を一定の範囲内で応急修理します。

◆対象

次の要件をすべて満たすこと①り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」の被害を受けた市内の住宅で、修理により居住が可能となる住宅②応急修理をすることで避難所等から戻ることができる③応急仮設住宅等に入居する必要がなくなる

※ただし「半壊」の場合、世帯の所得要件があります。

◆応急修理の内容

住宅の居室、炊事場、便所等、生活に欠くことのできない部分の破損個所に限る（地震の被害と直接関係の無い部分、内装工事、家電製品または家具などは対象外）

◆工事の限度額

52万円（超えた分は自己負担）

◆申し込み

市役所東庁舎3階建築住宅課または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

※事前に必ずご相談下さい。